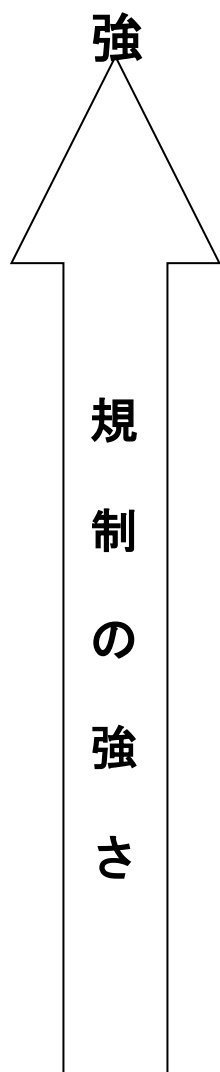
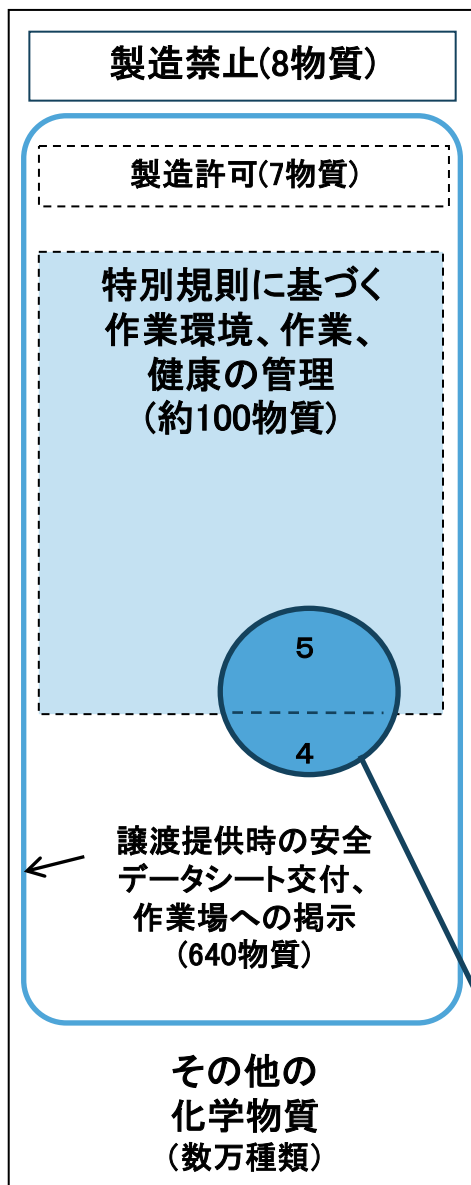


## 労働安全衛生法令における化学物質関係規制の概要



化学物質リスクアセスメントと結果に基づく措置(法28条の2)



重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質（石綿等）

重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則に基づく措置

発散抑制・・・設備の密閉化又は局所排気装置の設置  
管理濃度・・・作業環境中の有害物質の濃度基準  
作業環境測定・・・屋内作業場における空气中濃度の測定(6か月以内毎)、結果に応じた設備改善等  
保護具・・・臨時作業、異常時等のための保護具の備付け  
健康診断・・・特殊健康診断(6か月以内毎)、医師からの意見聴取  
管理体制・・・作業主任者の選任(労働者の指揮、装置の点検、保護具着用の監視等)

(注) 作業環境測定の結果、第3管理区分に評価されたときは、設備の改善等により第1管理区分、第2管理区分になるようにしなければならない。

\*以上の結果、第1管理区分、第2管理区分に評価された作業場では、男女労働者を呼吸用保護具なしで就業させることができる。

労働基準法の母性保護規定  
9物質について、規制濃度以上となる作業場での女性労働者の就業が禁止されている

## GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)が国連勧告として発出された。GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやMSDS(Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。

その後GHS文書の改定作業が行われ、2005年7月には改訂版が出版された。英語版など国連公用語のGHS文書(通称: パープルブック)は国連危険物輸送のWEBページ(国連欧州経済委員会 UNECE のWEB ページ)から入手できる。

なお、GHSの日本語版への翻訳は関連省庁が共同で作業を行い、厚生労働省、経済産業省、環境省などのWEBサイト等で閲覧、ダウンロードできる。また、関係各省は化学物質のGHS分類を進めており、その分類結果はGHS関係省庁連絡会議を通じ、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページのGHS分類物質一覧に掲載されている。

健康に対する有害性

急性毒性	発がん性
皮膚腐食性/刺激性	生殖毒性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	特定標的臓器毒性(単回暴露)
呼吸器感作性または皮膚感作性	特定標的臓器毒性(反復暴露)
生殖細胞変異原性	吸引性呼吸器有害性

絵表示の例



# 母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方

前回の母性保護に関する専門家会合（平成17年）の結論  
国連勧告に基づきわが国が進めている化学物質の危険有害性の分類作業（注1）の結果を踏まえ、母性保護規制の対象を検討することが必要。

（注1）厚生労働省（労働基準局）は、国連勧告による化学物質の危険有害性の分類基準（GHS）に基づき、職場で使用されている化学物質の分類作業を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000種類物質の分類が行われた。

現行の女性則対象物質  
（鉛、水銀、砒素、塩素、シアン化水素、クロム、黄りん、弗素、アニリン）…9物質

労働者に健康障害が生じるおそれがあり、労働安全衛生法令において、  
・名称等を表示すべき有害物、  
・局所排気装置等の設置 及び  
・作業環境測定の実施と管理濃度による作業環境改善の措置等の対象となっているもの  
…87物質（注2）

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1又は授乳影響あり）と分類されたもの

母性への悪影響を及ぼす有害性を有することから、女性労働基準規則の対象とする

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1、授乳影響あり）と分類されなかったもの

母性への悪影響を及ぼす有害性が確認されていないことから、女性労働基準規則の対象としない（注3）

（注2）慢性毒性、発がん性、生殖毒性等を有する有害物で、その蒸気、ガスが発散する作業環境で労働者が就業すると健康障害が生じるおそれがあるものが、有機則、鉛則、特化則の規制対象とされている。

（注3）生殖毒性等が確認されていない物質であっても、有する有害性の種類、程度、労働ばく露の実態に応じ、労働安全衛生法により、労働者（男女とも）を対象とする保護措置が課せられている。

\*国（労働基準局）のリスク評価制度において、毎年新たな物質が選定され、ばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価が行われている。これにより規制による対策が必要と判断された物質は、適宜特化則等の対象に追加されている。  
（例）：平成21年度のリスク評価の結果、平成23年1月に酸化プロピレン等の4物質の対策が強化された

女性労働基準規則対象物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

参考 8

	物質名	女性則の規制値	管理濃度 (作業環境 評価基準 別表)	急性毒性(経口)	急性毒性(経皮)	急性毒性(吸入:ガス)	急性毒性(吸入:蒸気)	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	皮膚腐食/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/刺激性	呼吸器感受性又は皮膚感受性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	吸引性呼吸器有害性
1	鉛	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	—	—	分類対象外	—	—	—	—	—	区分2	区分2	区分1A	—	区分1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)	—
2	水銀	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup>	—	—	分類対象外	—	—	—	—	皮膚感受性:区分1	区分2	区分外	区分1A	区分1(吸入経路:呼吸器、腎臓、中枢神経系、歯肉、消化管、心血管系、肝臓)	区分1(吸入経路:中枢神経系、末梢神経系、腎臓、歯肉、心血管系、血液系、肝臓)	—
3	クロム	0.5mg/m <sup>3</sup>	—	—	—	分類対象外	—	—	—	区分2B	区分1	区分2	区分外	—	区分2(全身毒性)、区分3(気道刺激性)	—	—
4	砒素	1mg/m <sup>3</sup>	0.003mg/m <sup>3</sup>	区分4	—	分類対象外	—	—	—	区分2	—	—	区分1A	区分2	区分1(消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓)	区分1(消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器系、皮膚)	—
5	黄りん	2mg/m <sup>3</sup>	—	区分1	区分1	分類対象外	—	—	区分1A-1C	区分1	—	—	—	区分2	区分1(肝、腎、消化器、血液、中枢神経)、区分3(気道刺激性)	区分1(骨、血液)	—
6	弗素	3ppm	—	—	—	区分1	分類対象外	分類対象外	—	区分2A-2B	—	—	—	区分2	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓)	区分1(呼吸器、精巣)	分類対象外
7	塩素	1ppm	0.5ppm	—	—	区分2	分類対象外	分類対象外	区分1A-1C	区分1	—	区分外	区分外	区分外	区分1(呼吸器系、神経系)	区分1(呼吸器系、腎臓、嗅覚器)、区分2(歯)	分類対象外
8	シアン化水素	20ppm	3ppm	区分1	区分1	分類対象外	区分1	—	—	区分2A-2B	—	—	—	—	区分1(中枢神経系、呼吸器、心臓)	区分1(中枢神経系)	—
9	アニリン	7ppm	—	区分4	区分3	分類対象外	区分2	区分4	区分2	区分2A	皮膚感受性:区分1	区分2	区分2	区分2	区分1(血液系、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、神経系)	区分1(血液系、神経系、呼吸器)	—

分類対象外:GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。  
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外:ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

分類できない:分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合

生殖細胞変異原性

区分1:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質  
区分1A:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質  
区分1B:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質  
区分2:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

生殖毒性

区分1:人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質  
区分1A:人に対して生殖毒性があることが知られている物質  
区分1B:人に対して生殖毒性があると考えられる物質  
区分2:人に対する生殖毒性が疑われる物質

管理濃度設定物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

参考 9

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生学会勧告許容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告TLVs (2010)	急性毒性	皮膚腐食性/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	呼吸器感受性	皮膚感受性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器毒性 (単回曝露)	特定標的臓器毒性 (反復曝露)	吸引力 呼吸器有害性	備考
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	3.0/(1.19Q+1)	0.5~2mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	区分外	1A	-	1	1	-	Q:遊離けい酸(結晶質シリカ)含有率
2	アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.03mg/m <sup>3</sup>	3他	3	2A	-	1	1B	1B	1B	1	1	-	
3	アクリロニトリル	2ppm	2ppm	2ppm	2他	2	2A	-	1	2	2	2	1	1	-	
4	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	0.01mg/m <sup>3</sup>	-	0.01mg/m <sup>3</sup>	1他	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	
5	エチレンイミン	0.5ppm	0.5ppm	0.05ppm	1他	1A-1C	1	-	1	1B	2	2	1	1	-	
6	エチレンオキシド	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	-	-	-	1B	1B	1B	1	1	-	
7	塩化ビニル	2ppm	2.5ppm	1ppm	-	2	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	
8	塩素	0.5ppm	0.5ppm	0.5ppm	2他	1A-1C	1	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	-	
9	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup>	0.5-1mg/m <sup>3</sup>	3他	-	-	-	-	区分外	1B	1A	3	1	-	
10	カドミウム カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> 0.002mg/m <sup>3</sup>	1他	-	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	*16種類のカドミウム化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、7種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。
11	クロム酸 クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	1	1	-	区分外	-	-	-	-	*15種類のクロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、4種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。
12	五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	2他	-	2A	-	-	1B	2	2	1	1	-	
13	コールタール	0.2mg/m <sup>3</sup>	-	0.2mg/m <sup>3</sup>	4他	3	1	-	1	2	1	-	1	2	-	
14	酸化プロピレン	2ppm	-	2ppm	3他	2	1	-	1	2	2	2	3			
15	シアン化カリウム	3mg/m <sup>3</sup>	5mg/m <sup>3</sup>	(C 5mg/m <sup>3</sup> )	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	-	2	1	-	
16	シアン化水素	3ppm	5ppm	(C 4.7ppm)	1他	-	2A	-	-	-	-	-	1	1	-	
17	シアン化ナトリウム	3mg/m <sup>3</sup>	5mg/m <sup>3</sup>	(C 5mg/m <sup>3</sup> )	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	2	-	1	-	
18	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>	0.005mg/m <sup>3</sup>	0.01ppm	4他	3	2B	-	-	2	1B	-	1	2	-	
19	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm	-	0.01ppm	2他	2	2B	-	2	2	2		1	1		
20	臭化メチル	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	2	1	1	分類対象外	
21	重クロム酸 重クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	0.005mg/m <sup>3</sup> ~0.5mg/m <sup>3</sup>	-	1A-1C	1	1	1	2	1A	-	1	1	-	*5種類の重クロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。
22	水銀 水銀無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup> -	- 0.025mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	1	2	区分外	1A	1	1	-	*15種類の水銀無機化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、3種類に生殖毒性が認められた。
23	トリレンジイソシアネート	0.005ppm	0.005ppm	0.005ppm	1他	1A-1C	2A-2B	1	1	区分外	2	-	1	1	-	
24	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.01, 0.1mg/m <sup>3</sup>	0.1, 0.2mg/m <sup>3</sup>	*12種類のニッケル化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、塩化ニッケル(II)にのみ生殖毒性が認められた。											

	物質名	管理濃度 (作業環境評 価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
25	ニッケルカルボニル	0.001ppm	0.001ppm	0.05ppm	1他	2	1	1	-	-	1A	2	1	-	-	
26	ニトログリコール	0.05ppm	0.05ppm	0.05ppm	4他	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
27	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>	0.64mg/m <sup>3</sup>	0.1ppm	3他	-	2B	-	-	2	2	2	1	1	-	
28	砒素	0.003mg/m <sup>3</sup>	0.003mg/m <sup>3</sup> , 0.0003mg/m <sup>3</sup> *過剰発がんリスク別	0.01mg/m <sup>3</sup>	4他	-	2	-	-	-	1A	2	-	-	-	
	砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)															
29	弗化水素	0.5ppm	3ppm	0.5ppm	3他	1A-1C	1	-	1	2	-	-	1	1	-	
30	ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	-	0.5ppm	1他	2	1	-	-	1B	2	-	3	-	-	
31	ベリリウム	0.002mg/m <sup>3</sup>	0.002mg/m <sup>3</sup>	0.00005mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	1	1	-	1A	-	1	1	-	
	ベリリウム化合物															
32	ベンゼン	1ppm	1ppm	0.5ppm	4他	2	2A	-	-	2	1A	2	1	1	1	
33	ペンタクロルフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.5mg/m <sup>3</sup>	1他	2	2A-2B	-	-	区分外	2	1B	1	1	-	
34	ホルムアルデヒド	0.1ppm	0.1ppm	(C 0.3ppm)	2他	2	2A	1	1	2	1A	-	1	1	-	
35	マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>	0.2mg/m <sup>3</sup>	(0.2mg/m <sup>3</sup> )	-	3	2B	-	-	-	-	1B	1	1	-	
	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)															
36	沃化メチル	2ppm	-	2ppm	2他	2	1	-	区分外	区分外	区分外	2	1	1	-	
37	硫化水素	5ppm	5ppm	1ppm	2他	-	2A	-	-	-	区分外	-	1	-	区分外	
38	硫酸ジメチル	0.1ppm	0.1ppm	0.1ppm	1他	1A-1C	1	-	-	2	1B	2	1	2	-	
39	石綿	0.15本/cm <sup>3</sup>	0.15本/cm <sup>3</sup>	0.1f/cc	-	-	-	-	-	2	1A	-	-	1	-	
40	鉛	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	2	2	1A	-	1	-	
	鉛化合物															
41	アセトン	500ppm	200ppm	500ppm	-	-	2B	-	-	-	-	2	3	2	2	
42	イソブチルアルコール	50ppm	50ppm	50ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	区分外	3	区分外	2	
43	イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm	5他	区分外	2A	-	-	区分外	-	2	3	区分外	2	
44	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	区分外	-	-	-	1	区分外	-	
45	エチルエーテル	400ppm	400ppm	400ppm	4他	3	2B	-	-	-	-	2	3	区分外	2	
46	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	5ppm	5ppm	5ppm	4他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-	
47	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	5ppm	5ppm	5ppm	5他	-	2B	-	-	区分外	-	1B	-	-	-	
48	エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル	25ppm	-	20ppm	2他	2	2A	-	区分外	区分外	区分外	2	1	2	-	

	物質名	管理濃度 (作業環境評 価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細 胞変異 原性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
49	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	5ppm	0.1ppm	0.1ppm	3他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-	
50	オルト-ジクロルベンゼン	25ppm	25ppm	25ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	区分外	1	1	-	
51	キシレン	50ppm	50ppm	100ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	区分外	1B	1	1	2	
52	クレゾール	5ppm	5ppm	20mg/m <sup>3</sup>	4他	1A	1	-	-	区分外	区分外	-	1	1	-	
53	クロルベンゼン	10ppm	10ppm	10ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	区分外	1	1	2	
54	クロホルム	3ppm	3ppm	10ppm	4他	1A-1C	1	-	-	2	2	2	1	1	-	
55	酢酸イソブチル	150ppm	-	150ppm	5他	3	2B	-	区分外	-	-	-	-	-	-	
56	酢酸イソプロピル	100ppm	-	100ppm	5他	2	2B	-	-	-	-	-	2	2	2	
57	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	100ppm	-	50ppm	-	3	2B	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
58	酢酸エチル	200ppm	200ppm	400ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	3	-	-	
59	酢酸ノルマル-ブチル	150ppm	100ppm	150ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	-	-	-	2	-	-	
60	酢酸ノルマル-プロピル	200ppm	200ppm	200ppm	5他	3	2B	-	-	-	-	-	1	-	-	
61	酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	100ppm	50ppm	50ppm	-	3	-	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
62	酢酸メチル	200ppm	200ppm	200ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	1	-	-	
63	四塩化炭素	5ppm	5ppm	5ppm	4他	2	2	-	-	区分外	2	2	1	1	-	
64	シクロヘキサノール	25ppm	25ppm	50ppm	5他	3	1	-	-	区分外	-	2	3	1	区分外	
65	シクロヘキサノン	20ppm	25ppm	20ppm	3他	2	2A	-	-	2	区分外	2	1	1	-	
66	1, 4-ジオキサン	10ppm	10ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
67	1, 2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	2B	-	-	2	2	区分外	1	1	1	
68	1, 2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	150ppm	150ppm	200ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	-	1	2	-	
69	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
70	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	1	-	-	2	1B	1B	1	1	-	
71	スチレン	20ppm	20ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	1B	1	1	1	
72	1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2A						1	1	-	
73	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	50ppm	(検討中)	25ppm	4他	1A-1C	2B	-	-	区分外	1B	2・授乳 影響*	1	1	2	*授乳に対する又は授乳を 介した影響
74	テトラヒドロフラン	50ppm	200ppm	50ppm	4他	2	2A	-	区分外	区分外	-	区分外	2	1	-	
75	1, 1, 1-トリクロルエタン	200ppm	200ppm	350ppm	-	2	2	-	区分外	区分外	2	2	1	1	-	
76	トリクロルエチレン	10ppm	25ppm	10ppm	4他	2	2A	区分外	-	2	1B	1B	3	1	2	

	物質名	管理濃度 (作業環境評 価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激 性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
77	トルエン	20ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2B	-	区分外	区分外	区分外	1A	1	1	1	
78	二硫化炭素	1ppm	10ppm	1ppm	3他	-	2A-2B	-	-	2	-	1B	1	1	2	
79	ノルマルヘキサン	40ppm	40ppm	50ppm	-	2	2	-	-	区分外	-	2	3	1	1	
80	1-ブタノール	25ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	区分外	区分外	3	1	2	
81	2-ブタノール	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	2	3	-	-	
82	メタノール	200ppm	200ppm	200ppm	4他	-	2	-	区分外	区分外	-	1B	1	1	-	
83	メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	20ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	区分外	2	区分外	3	1	-	
84	メチルエチルケトン	200ppm	200ppm	200ppm	5他	2	2B	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	2	
85	メチルシクロヘキサノール	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
86	メチルシクロヘキサノン	50ppm	50ppm	50ppm	-	2	2A-2B	-	-	-	-	-	3	-	2	
87	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5ppm	5ppm	5ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	-	3	1	2	

○23物質(化合物含む)に区分1以上の生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有すると分類された。

分類対象外: GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。  
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外: ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

” - ”: 分類できない(分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合)

生殖細胞変異原性

区分1: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質

区分1A: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

区分1B: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質

区分2: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

生殖毒性

区分1: 人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質

区分1A: 人に対して生殖毒性があることが知られている物質

区分1B: 人に対して生殖毒性があると考えられる物質

区分2: 人に対する生殖毒性が疑われる物質

授乳に対する又は授乳を介した影響

女性によって吸収され、母乳分泌に影響を与える、又は授乳中の子供の健康に懸念をもたらすに十分な量で母乳中に存在すると思われる物質



## 母性保護規定の対象とする有害物の範囲と規制濃度のあり方

現行

○労働基準法に基づく就業制限  
 女性労働者は、以下の物質が規制値以上の濃度で発散する場所においては、呼吸用保護具を着用しても、一切の就業が認められない。

女性労働基準規則の対象物質	規制濃度
鉛	0.5mg/m <sup>3</sup>
水銀	0.1mg/m <sup>3</sup>
クロム	0.5mg/m <sup>3</sup>
砒素	1mg/m <sup>3</sup>
黄りん	2mg/m <sup>3</sup>
弗素	3ppm
塩素	1ppm
シアン化水素	20ppm
アニリン	7ppm

対象物質(労働者に健康障害が生じるおそれがある物質のうち、生殖毒性等を有するもの)	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	5ppm
塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg/m <sup>3</sup>
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m <sup>3</sup>
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m <sup>3</sup>
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩	0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>
メタノール	200ppm